37.01 37.02		［略］ 感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）			37.01 37.02		［同左］ 感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）		
3702.10 〜 3702.44		［略］ ―その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）			3702.10 〜 3702.44		［同左］ ―その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）		
3702.52		［略］			3702.52		［同左］		
3702.53		［略］			3702.53		［同左］		
3702.54	000	――幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）	SM	M	3702.54		――幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）		
						010	―――幅が35ミリメートルのもの	SM	M
						090	―――その他のもの	SM	M
3702.55 〜 3702.98		［略］			3702.55 〜 3702.98		［同左］		
37.03 〜 37.07		［略］			37.03 〜 37.07		［同左］		
［略］					［同左］				
52.01 〜 52.04		［略］			52.01 〜 52.04		［同左］		
52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） ―単糸（コームした繊維製のものを除く。）			52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） ―単糸（コームした繊維製のものを除く。）		
5205.11		――714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）			5205.11		――714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		
	010	―――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10％を超えるもの		KG		010	―――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10％を超えるもの		KG
	020	―――その他のもの		KG			―――その他のもの		
						023	――――綿のみから成るもの		KG
						029	――――他の繊維を混ぜたもの		KG
5205.12 〜 5205.28		［略］ ―マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）			5205.12 〜 5205.28		［同左］ ―マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）		